

## 前回までの議論

## 【前回までの会議で確認された議論の前提】

- 今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れをゆるがせにはならない。
- 悠仁親王殿下以外の未婚の皇族が全員女性であることを踏まえると、悠仁親王殿下が皇位を継承されたときには、現行制度の下では、悠仁親王殿下の他には皇族がいらっしゃらなくなることが考えられることから、当面は皇族数の確保を図ることが喫緊の課題。
- 現在の皇室の構成や、摂政、国事行為の臨時代行、皇室会議の議員など、皇族に法制度として求められている役割なども踏まえると、悠仁親王殿下の世代においても、十分な数の皇族の方に、皇室にいらっしゃっていただく必要がある。
- そのための具体的な方策としては、
  - ①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とすること
  - ②皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすること
  - ③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすることの3案が考えられ、これらのうち、①・②が検討の中心となってくるのではないか。
- その際、①については内親王・女王の御意思を、②については養子となる方の御意思はもちろん、養子を迎える宮家の御意思を考慮することが必要ではないか。
- 悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承については、将来、悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえた上で判断すべき事柄ではないか。男子出生へのプレッシャーやお子様の人生との関係などを考えると、それほど時間的余裕があるとはいえないのではないか。

## 【前回の主な議論】

- 女性皇族に婚姻後も皇室に残っていただくことについてどのように考えるか。
  - ・ 現行制度の下で過ごされてきた、現在いらっしゃる内親王・女王については、特例として法的措置を講ずるなどして、その御意思を尊重する必要があるのではないか。
  - ・ 今後お生まれになる内親王・女王については、婚姻後も皇室に残っていただくことを一般的な制度とすることが考えられるのではないか。
  - ・ 制度改正を行う際の法的手法については、色々な選択肢があるということを会議として示せば十分なのではないか。
  - ・ 多様性のある皇室を作るという観点から、内親王・女王を共に制度の対象としてはどうか。
  - ・ 制度改正に対する抵抗感を和らげるという観点から、対象を内親王に限定するという考え方もあるのではないか。
  - ・ 国家財政との関係もあり、皇室の規模ということも考慮して検討する必要があるのではないか。

- 内親王・女王の配偶者や子について、皇族とすることのハードルは高いと考えられ、当面は皇族としないこととし、将来、悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等を踏まえ皇位継承について議論を行うこととなった際に、併せて議論することとしてはどうか。
- 内親王・女王の配偶者や子を皇族としないことについて、男性皇族の配偶者や子は皇族になることとのバランスをどう考えるかという視点もあるのではないか。
- 皇族方には基本的人権の制限を受けていらっしゃる面があり、内親王・女王の配偶者が皇族になるということは、配偶者御本人にとって困難を伴う面もあるということも念頭に置いて考えていく必要があるのではないか。
- 皇室会議が関与することの意義は大きいのではないか。
- 内親王・女王に婚姻後も皇室に残っていただくということと「女性宮家を作る」ということとの異同を、しっかり整理しながら検討していく必要があるのではないか。

○ 皇族との養子縁組についてどのように考えるか。

- ・ 養子縁組を認めることは、一定の期間を限った特例的な法制度として措置すべきではないか。
- ・ 制度改正を行う際の法的手法については、色々な選択肢があるということを会議として示せば十分なのではないか。
- ・ 皇族の養子縁組を整備することは、価値観が多様化する中で、今後も皇室が安定的に存続していくという観点からも意味があることではないか。
- ・ 養子となる方の範囲については、戦後、現行憲法及び現行皇室典範の下で皇族であり、皇位継承資格を有していた旧宮家の男系男子の御子孫の方に限定することが適切ではないか。他方、制度としては、皇室会議の議を経ることとすることにより、養子の対象を運用で限定することも考えられるのではないか。
- ・ 養子となる方の年齢については、御本人に皇族となることについての意思を明確にさせていただく必要があることから、成年者を対象とするべきではないか。他方、未成年者を含めた家族ぐるみでの養子を認めるべきとの考え方もあり、更に検討すべきではないか。

- 養子となった方は皇位継承資格を有しないこととし、そのお子様の代の皇位継承資格については、将来、悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等を踏まえ皇位継承について議論を行うこととなった際に、併せて議論することとしてはどうか。
- 皇室にふさわしい方が養子縁組の対象となり、また、国民の納得を得るためにも、皇室会議の議を経ることとすることが大切ではないか。